

第2号様式

駐車監視員資格者講習等実施要領について（概要）

（令和6年4月15日 鹿交指第44号）

本通達は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号）第10条の規定に基づき、講習等の運用について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 講習の公示及び受講申込みの受理
- 講習の実施
- 修了考査
- 修了証明書
- 修了証明書の再交付
- 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定等である。